## 利根町小学校統合基本方針【案】

## に対するパブリックコメントの募集

昨今の少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化の中,将来を見据えた小中学校の適正規模・適正配置等について,「利根町小中学校適正配置等調査検討委員会」から小学校3校を1校に統合する答申書の提出を受け,保護者等へのアンケート調査を実施し,『利根町小学校統合基本方針【案】』をまとめましたので,利根町パブリックコメント手続要綱に基づき,次のとおり実施します。

- 1. 閲覧及び意見募集期間
  - 令和2年1月28日(火)から令和2年3月3日(火)まで
- 2. 意見書の提出期限
  - 令和2年3月3日(火)午後5時15分必着
- 3. 閲覧場所等
  - (1) 冊子閲覧: 利根町役場(行政棟1階情報公開コーナー)

利根町公民館

利根町生涯学習センター

利根町図書館

- (2) データ閲覧:町ホームページからダウンロードしてください。
- (3) 閲覧資料等
  - |1||利根町小学校統合基本方針【案】の内容
  - 2 利根町小学校統合基本方針【案】(冊子)
  - 3 答申書(平成30年10月12日利根町小中学校適正配置等調査検討委員会)
  - 4 小学校統合に関するアンケート保護者用(小学校)
  - |5||意見書(様式第1号)
- 4. 意見等を提出できる方
  - (1) 町内に住所を有する方
  - (2) 町内に事務所等を有する方
  - (3) 町内に勤務又は在学する方
  - (4) 町に対して納税義務を有する方

## 5. 意見等の提出方法

意見書(様式第1号)に住所,氏名,電話番号を必ず明記のうえ,次のいずれかの方法により提出してください。

- (1)窓口への持参利根町役場4階 学校教育課まで
- (2)郵 送 〒300-1696 利根町布川841番地1 学校教育課 宛
- (3) ファックス 0297 68 7989
- (4) 電子メール gakkou@town. tone. lg. jp

## 6. 留意事項

(1)提出された意見書等の概要,意見等に対する教育委員会の考え方を後日,町ホームページ上で公開します。

(個人情報については公開しません。)

- (2) 同様の意見等につきましては、整理したうえ一つの意見等とする場合があります。
- (3) 電話や窓口における口頭でのご意見等及び提出期限を過ぎた意見書につきましては、受付けできませんのでご注意願います。

問い合わせ先

利根町教育委員会 学校教育課

担当:布袋,谷,坂本

☎0297-68-2211 (代)

(内線) 403, 405, 406